

政令番号235 臭素酸の水溶性塩

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成22年度、農業以外）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県		3.3E+1		33.0		1.3E+2	130.0	163.0
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県					1.7E+3	5.9E+3	7,570.0	7,570.0
12	千葉県					8.0E+0		8.0	8.0
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県					2.4E+0	2.4E+3	2,411.9	2,411.9
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県					2.4E+2	1.6E+3	1,859.7	1,859.7
26	京都府								
27	大阪府		1.7E+1		17.0	4.7E+1	7.2E+1	119.1	136.1
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						2.9E+3	2,900.0	2,900.0
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県						8.3E+1	83.0	83.0
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国			5.0E+1		50.0	2.0E+3	1.3E+4	15,081.7	15,131.7

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。